

仕 様 書		
令和4年度自衛隊佐賀地方協力本部 武雄地域事務所で使用する電気	作 成	令和4年1月14日
	作成部隊名	自衛隊佐賀地方協力本部 総務課

1 適用範囲

本仕様書は、令和4年度自衛隊佐賀地方協力本部出張所等で使用する電気について規定する。

2 概 要

(1) 件 名

令和4年度自衛隊佐賀地方協力本部出張所等で使用する電気

(2) 需要場所

自衛隊佐賀地方協力本部武雄地域事務所
佐賀県武雄市武雄町大字昭和43-15

(3) 業種及び用途：官公署（事務所）

3 仕 様

(1) 供給電気の種類

契約種別（低圧電力、従量電灯）は、同等の契約種別及び同等の契約プランを含むものとする。
供給する電気の再生可能エネルギー比率は設けないものとする。

4 供給電気方式等

(1) 供給電気方式、供給電圧等

区 分	低圧電力	従量電灯
供給電気方式	交流三相3線式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	200V	200V
計量電圧（標準電圧）	200V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	5kW	7kW
予定使用電力	2,370kWh	7,110kWh

(2) 令和4年度月別使用予定電力量 (kWh)

年 月	項 目	使用予定電力量					備 考
		低圧電力	従量電灯	内 訳			
				平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和 4年 4月		20	450	250	40	160	10
令和 4年 5月		110	490	230	50	210	12
令和 4年 6月		290	570	280	70	220	8
令和 4年 7月		670	680	360	90	230	10
令和 4年 8月		380	630	310	80	240	9
令和 4年 9月		560	650	320	90	240	9
令和 4年10月		40	530	220	60	250	11
令和 4年11月		0	570	270	50	250	10
令和 4年12月		0	650	340	40	270	9
令和 5年 1月		0	670	390	30	250	10
令和 5年 2月		0	600	290	50	260	9
令和 5年 3月		300	620	270	180	170	9
計		2,370	7,110	3,530	830	2,750	

※令和4年4月～令和4年9月予定使用電力量は、令和3年度実績量等を基準に算定

※令和4年10月～令和5年3月予定使用電力量は、令和2年度実績量等を基準に算定

※7、8、9、12、1、2月は夏冬料金

(注意) この表は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(2) 令和3年月別使用実績電力量

年 月	項 目	使用実績電力量					備 考
		低圧電力	従量電灯	内 訳			
				平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和 2年10月		6	505	236	43	226	9
令和 2年11月		0	533	235	56	242	11
令和 2年12月		0	697	322	78	297	11
令和 3年 1月		0	613	310	64	239	12
令和 3年 2月		0	543	255	45	243	10
令和 3年 3月		0	659	287	70	302	8
令和 3年 4月		7	495	192	65	238	9
令和 3年 5月		70	543	250	58	235	12
令和 3年 6月		383	617	324	69	224	8
令和 3年 7月		752	678	333	112	233	11
令和 3年 8月		498	701	344	85	272	10
令和 3年 9月		580	645	292	104	249	10
計		2,296	7,229	3,380	849	3,000	

(3) 使用期間

令和4年4月1日00:00から令和5年3月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

区 分	低圧電力	従量電灯
自動検針装置	無	無
電力会社の検針方式	訪問検針	訪問検針
電力量計構成	普通電力量計 KW09形 九州電機製造(株)	普通電力量計 KB-7形 九州電機製造(株)

(4) 需給地点（供給地点）

区 分	供給地点特定番号
低圧電力	09-0000-2735-5531-0000-0000
従量電灯	09-0000-2735-5331-0000-0000

(5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

5 検 査

請求書の受理をもって電気料の検査とする。

6 その他

- (1) 力率は契約期間中100%を保持する予定
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整
び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に
いては、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模
需要の標準供給条件による。